

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和3年5月20日(2021.5.20)

【公開番号】特開2020-79100(P2020-79100A)

【公開日】令和2年5月28日(2020.5.28)

【年通号数】公開・登録公報2020-021

【出願番号】特願2018-212364(P2018-212364)

【国際特許分類】

B 6 5 D 53/00 (2006.01)

B 6 5 D 47/06 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 53/00

B 6 5 D 47/06 1 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月1日(2021.4.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一端で開口し他端を閉鎖された筒状の容器本体と、

前記開口を少なくとも部分的に閉鎖するように取り付けられ、飲み口を形成する飲み口アダプターと、を備え、

前記飲み口アダプターは、前記容器本体に取り付けられるアダプター本体と、アダプター本体に保持された弾性部材と、を有し、

前記弾性部材は、アダプター本体に接触してシール部を形成する第1面と、前記第1面に対向して設けられ前記容器本体の端面に接触してシール部を形成する第2面と、を含み、前記第1面には、前記アダプター本体を前記容器本体へ取り付けた状態において前記アダプター本体に押し付けられる凸部が、設けられている、飲料容器。

【請求項2】

前記アダプター本体は、円筒状の周壁部と、前記周壁部の全長に亘って接続した天壁部と、を有し、

前記凸部は、前記天壁部と前記周壁部との接続部に沿って、配置される、請求項1に記載の飲料容器。

【請求項3】

前記容器本体の端面は、前記容器本体が画成する開口面に対し、外側に向けて下側に傾斜する傾斜面を有している、請求項1又は2に記載の飲料容器。

【請求項4】

前記凸部は、前記容器本体の前記傾斜面の上側端縁の外側に位置している、請求項3に記載の飲料容器。

【請求項5】

前記アダプター本体は、円筒状の周壁部と、前記周壁部の全長に亘って接続した天壁部と、を有し、

前記弾性部材は前記天壁部に沿って広がる板状部を含み、前記凸部は前記板状部と一体的に形成されて前記板状部から突出している、請求項1～4のいずれか一項に記載の飲料容器。

**【請求項 6】**

容器本体に取り付けられるキャップ組立体であって、

前記容器本体の開口を少なくとも部分的に閉鎖するように取り付けられ、飲み口を形成する飲み口アダプターを備え、

前記飲み口アダプターは、前記容器本体に取り付けられるアダプター本体と、前記アダプター本体に保持された弾性部材と、を有し、

前記弾性部材は、アダプター本体に接触してシール部を形成する第1面と、前記第1面に対向して設けられ前記容器本体の端面に接触してシール部を形成する第2面と、を含み、前記第1面には、前記アダプター本体を前記容器本体へ取り付けた状態において前記アダプター本体に押し付けられる凸部が、設けられている、キャップ組立体。